

令和5年5月17日

地域薬剤師会 会長 各位

一般社団法人大阪府薬剤師会
会長 乾 英夫

新型コロナウイルス感染症等の感染が疑われる患者への
処方箋発行にあたって（周知依頼）

平素より、本会会務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年4月27日に厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを、令和5年5月8日より2類相当から5類に変更し、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくことといたしました。

これにより、新型コロナウイルス感染症罹患患者およびその疑いのある患者が多くの医療機関・薬局に訪れることが想定されます。感染拡大防止の観点から本会は5月11日に大阪府医師会に改めて「新型コロナウイルス感染症等の感染が疑われる患者への処方箋発行にあたってのお願い（令和2年12月14日付大府薬発第109号）」に係るご対応につきまして引き続きのご協力を依頼いたしました。

この度、大阪府医師会より郡市区等医師会へ添付の通りご周知いただきましたので地域薬剤師会におかれましては改めてその旨会員にご周知いただきご対応いただきますようお願い申し上げます。

問合先 大阪府薬剤師会職能対策課 TEL 06-6947-5481
